第百十四条の二第一項中「の各号」を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「日」を「年月日」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「日」を「年月日」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同条第二項中「申出書」の下に「を提出する場合」を加え、「の各号」を削り、「添え」を「併せて提出し」に改め、同項第一号ロ中「日」を「年月日」に改め、同項第二号本文中「日」を「年月日」に改め、同号ただし書中「添付」を「提出」に改め、同号ロ中「日」を「年月日」に改め、同条第三項中「の各号」を削り、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第百十四条の二の三第三項中「ときは、当該申請書に」を「場合には、」に、「添付」を「併せて提出」に改める。

第百十四条の三第二項中「前項の届出書には、」を削り、「ときは、その者」を「受給権者が前項の届出書を提出する場合には、当該対象者」に、「その者の」を「当該対象者の」に、「添付」を「併せて提出」に改め、同条第三項中「第一項の届出書に添付」を「提出」に改める。

第百十四条の三の二第一項中「の各号」を削り、「に当該」を「を、当該」に、「を添えて、」を「と併せて」に改める。

第百十四条の三の三第一項中「の各号」を削り、「に当該」を「を、当該」に、「を添えて、」を「と併せて」に改め、同条第二項中「前項の申出書には、」を削り、「ときは、その者」を「受給権者が前項の申出書を提出する場合には、当該対象者」に、「その者の」を「当該対象者の」に、「添付」を「併せて提出」に改め、同条第三項中「第一項の申出書に添付」を「提出」に改める。

第百十四条の三の四第二項本文中「請求書」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改め、同項ただし書中「添付」を「提出」に改め、同条第三項中「により第一項の請求書に添付」を「により提出」に、「同条第一項の請求書に添付」を「同条第二項の規定により提出」に、「第一項の請求書への添付」を「その提出」に改め、同条第四項中「第一項の請求書に添付」を「提出」に改める。

第百十四条の三の六第二項中「届出書」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改め、同条第三項中「第一項の届出書に添付」を「提出」に改める。

第百十四条の四第二項及び第四項中「届出書」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改める。

第百十四条の五第二項中「請求書」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改める。

第百十四条の六第二項中「請求書」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改め、同条第三項中「第一項の請求書に添付」を「提出」に改める。

第百十四条の十第二項中「届出書」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改め、同条第三項中「添付」を「提出」に改める。

第百十四条の十一第二項、第百十四条の十二第二項及び第百十四条の十二の二第二項中「届出書」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改める。

第百十四条の十三第一項第一号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号」に改め、同項第八号中「及び生年月日」を「、生年月日及び基礎年金番号」に改め、同項第十号中「禁錮」を「禁錮（こ）」に改め、同条第二項中「請求書」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改め、同条第三項中「第一項の請求書に添付」を「提出」に改める。

第百十四条の十四第三項中「ときは、当該申請書に」を「場合には、」に、「添付」を「併せて提出」に改める。

第百十四条の十五第二項中「前項の届出書には、」を削り、「ときは、その者」を「受給権者が前項の届出書を提出する場合には、当該配偶者」に、「その者の」を「当該配偶者の」に、「添付」を「併せて提出」に改め、同条第三項中「第一項の届出書に添付」を「提出」に改める。

第百十四条の十六第一項中「の各号」を削り、「に当該」を「を、当該」に、「を添えて、」を「と併せて」に改める。

第百十四条の十六の二第一項中「の各号」を削り、「に当該」を「を、当該」に、「を添えて、」を「と併せて」に改め、同条第二項中「前項の申出書には、」を削り、「ときは、その者」を「受給権者が前項の申出書を提出する場合には、当該配偶者」に、「その者の」を「当該配偶者の」に、「添付」を「併せて提出」に改め、同条第三項中「第一項の申出書に添付」を「提出」に改める。

第百十四条の十七第二項中「請求書」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改める。

第百十四条の二十二第二項中「届出書」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改め、同条第三項中「添付」を「併せて提出」に改める。

第百十四条の二十三第二項及び第百十四条の二十四第二項中「届出書」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改める。

第百十四条の二十五第二項中「請求書」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改める。

第百十四条の二十六第一項第一号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号」に改め、同項第二号中「生年月日」の下に「、基礎年金番号」を加え、同条第二項中「請求書」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改め、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　組合員又は組合員であつた者が組合員期間等のうち組合員期間以外の期間を有するときは、当該期間に係る管掌機関の確認を受けた年金加入期間確認通知書

第百十四条の二十六第四項中「とき」を「場合に」に、「添付」を「併せて提出」に改め、同条第五項中「第一項の請求書に添付」を「提出」に改める。

第百十四条の二十七第三項中「前項の申請書には、」を削り、「ときは、当該申請書に」を「場合には、」に、「添付」を「併せて提出」に改める。

第百十四条の二十八第三項中「届出書に」を「届出書を提出する場合に」に、「添付」を「併せて提出」に改め、同条第四項中「第一項又は第二項の届出書に添付」を「提出」に改める。

第百十四条の二十八の二第一項及び第百十四条の二十八の三第一項中「の各号」を削り、「に当該」を「を、当該」に、「を添えて、」を「と併せて」に改める。

第百十四条の二十九第一項第一号中「及び」の下に「基礎年金番号並びに申請者と」を加え、同条第二項中「申請書」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改める。

第百十四条の三十第二項中「届出書」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改め、同条第三項中「第一項の請求書に添付」を「提出」に改める。

第百十四条の三十一第二項及び第百十四条の三十二第二項中「届出書」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改める。

第百十四条の三十二の六第一項中「請求書に」を「請求書を」に、「を添付して、これ」を「と併せて」に改め、同条第二項中「請求書に」を「請求書を」に、「を添え、」を「と併せて」に改め、同条第六項中「添え」を「併せて提出し」に改める。

第百十四条の三十二の八第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号」に改め、同条第二項中「請求書」の下に「を提出する場合」を加え、「の各号」を削り、「添え」を「併せて提出し」に改め、同条第三項中「の各号」を削り、同項第一号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号」に改める。

第百十四条の三十三第一項中「の各号」を削り、同項第一号及び第二号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号」に改め、同条第二項中「請求書」の下に「を提出する場合」を加え、「の各号」を削り、「添え」を「併せて提出し」に改める。